

## 理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、川越都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

### 【川越都市計画における位置等】

川越・本庁第31号生産緑地地区：川越市の中心部に位置し、東武東上線川越市駅から西へ約600メートルの距離に位置しています。

川越・南古谷第18号生産緑地地区：川越市の南東部に位置し、JR川越線南古谷駅から南西へ約600メートルの距離に位置しています。

川越・南古谷第43号生産緑地地区：川越市の南東部に位置し、JR川越線南古谷駅から南へ約1.0キロメートルの距離に位置しています。

川越・高階第20号生産緑地地区：川越市の南部に位置し、東武東上線新河岸駅から北東へ約300メートルの距離に位置しています。

川越・高階第96号生産緑地地区：川越市の南部に位置し、東武東上線新河岸駅から西へ約900メートルの距離に位置しています。

川越・高階第118号生産緑地地区：川越市の南東部に位置し、東武東上線新河岸駅から南東へ約1.8キロメートルの距離に位置しています。

川越・高階第125号生産緑地地区：川越市の南東部に位置し、東武東上線新河岸駅から南東へ約1.5キロメートルの距離に位置しています。

川越・福原第14号生産緑地地区：川越市の南部に位置し、西武新宿線南大塚駅から東へ約1.8キロメートルの距離に位置しています。

川越・霞ヶ関第20号生産緑地地区：川越市の西部に位置し、JR川越線の場駅から南東へ約500メートルの距離に位置しています。

川越・名細第25号生産緑地地区：川越市の北西部に位置し、東武東上線霞ヶ関駅から北東へ約500メートルの距離に位置しています。

川越・名細第28号生産緑地地区：川越市の北西部に位置し、東武東上線霞ヶ関駅から北東へ約600メートルの距離に位置しています。

### 【変更の必要性】

川越・本庁第31号生産緑地地区：公共施設等の設置のため。

川越・南古谷第18号生産緑地地区：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除のため。

川越・南古谷第43号生産緑地地区：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除のため。

川越・高階第20号生産緑地地区：公共施設等の設置のため。

川越・高階第96号生産緑地地区：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除のため。

川越・高階第118号生産緑地地区：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除のため。

川越・高階第125号生産緑地地区：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除のため。

川越・福原第14号生産緑地地区：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除のため。

川越・霞ヶ関第20号生産緑地地区：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除のため。

川越・名細第25号生産緑地地区：生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除のため。

川越・名細第28号生産緑地地区：新規地区として追加するため。

### 【変更の内容】

川越・本庁第31号生産緑地地区：区域のみの変更

川越・南古谷18第号生産緑地地区：面積及び区域の変更

川越・南古谷第43号生産緑地地区：地区の廃止

川越・高階第20号生産緑地地区：区域のみの変更

川越・高階第96号生産緑地地区：地区の廃止

川越・高階第118号生産緑地地区：面積及び区域の変更

川越・高階第125号生産緑地地区：面積及び区域の変更

川越・福原第14号生産緑地地区：面積及び区域の変更

川越・霞ヶ関第20号生産緑地地区：面積及び区域の変更

川越・名細第25号生産緑地地区：地区の廃止

川越・名細第28号生産緑地地区：地区の追加